

主眼事項及び着眼点（指定訪問介護事業）

主眼事項	着眼点	自己評価
【介護給付費の算定及び取扱い】 1 基本的事項	(1) 指定訪問介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。 (2) 指定訪問介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	適・否  割引設定有・無（ /100）  適・否
※ 経過措置 (0.1%上乘せ分)	令和3年9月30日までの間は、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。	適・否
2 所要時間の取扱い	指定訪問介護の所要時間については、利用者（障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護従業者養成研修修了者等が訪問介護を提供する場合は、65歳に至るまでに、障害福祉サービス（障害福祉制度の居宅介護事業者及び重度訪問介護事業者）を利用していたものに限る。）に対して、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で算定しているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>割引の設定については、介護サービスの種類毎に、「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率（〇〇％）を設定する。 割引設定をしている場合、事前に県に届出をしているか。</li> <li>本県では、全てのサービスについて、1単位＝10円である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費請求書(控)</li> <li>介護給付費請求明細書(控)</li> <li>領収証(控)</li> <li>サービス提供票</li> <li>訪問介護計画</li> <li>実績記録</li> <li>介護給付費算定に係る体制等に関する届出(控)</li> </ul>	<p>法第41条第4項</p> <p>報酬告示の一</p> <p>報酬告示の二</p> <p>報酬告示 附則第12条</p> <p>報酬告示 別表の1の注1</p> <p>解釈 第2の2(4)</p>	<p>報酬告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平12厚生省告示第19号）</p> <p>解釈：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平12老企第36号）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの所定単位：身体介護、生活援助、通院等乗降介助、身体介護に引き続き生活援助を行った場合のそれぞれの所定単位</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護の所要時間については、実際に行われた指定訪問介護の時間ではなく、訪問介護計画において位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間とすること。</li> <li>訪問介護員等に指定訪問介護を実際に行った時間を記録させること。</li> <li>記録した時間が、指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間に比べ著しく短時間となっている状態が続く場合には、サービス提供責任者に介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画の見直しを行わせること。具体的には、介護報酬の算定に当たっての時間区分を下回る状態（例えば、身体介護中心型において、標準的な時間は45分、実績は20分の場合）が1カ月以上継続する等、常態化している場合等が該当する。</li> <li>前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算するものとする（緊急時訪問介護加算を算定する場合又は医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合を除く。）</li> <li>所要時間20分未満の身体介護中心型の算定において頻回の訪問を行う場合は、前回提供した指定訪問介護から2時間未満の間隔で提供することが可能であり、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数を算定する。</li> </ul>			

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
3 20分未満の身体介護の算定	(1) 身体介護が中心である場合については、訪問介護員等（介護福祉士、介護職員初任者研修課程を修了した者等）が、身体介護が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。 なお、身体介護が中心である指定訪問介護の所要時間が20分未満である場合は、所要時間20分未満の所定単位数を、身体介護が中心である指定訪問介護の所要時間が20分未満であって、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準（平成27年大臣基準告示の一）に適合するものとして県知事に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準（平成27年利用者等告示の一）に適合する利用者に対して行われる場合は、所要時間20分未満の所定単位数を当該算定月における1月当たりの訪問介護費を定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の訪問看護サービスを行わない場合のうち当該利用者の要介護状態区分に応じた所定単位数を限度として、それぞれ算定しているか。	適 ・ 否
	(2) 前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間の間隔を空けずにサービスを提供する頻回の訪問を行う場合、①から④のいずれにも該当しているか。 ① (ア)または(イ)に該当する者 (ア) 要介護1又は2の利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する認知症のもの。 (イ) 要介護3、4及び5の利用者であって、障害老人の日常生活自立度判定基準（認知症高齢者の日常生活自立度の取扱いに準じてよい。）におけるランクB以上に該当するもの。	適 ・ 否
	② ①の要件を満たす利用者を担当する介護支援専門員が開催するサービス担当者会議（当該指定訪問介護の提供日の属する月の前3月の間に1度以上開催され、かつ、サービス提供責任者が参加していること。）において、一週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む（日中の時間帯だけでなく、夜間、深夜及び早朝の時間帯のサービスも含めて差し支えない。）20分未満の身体介護の提供が必要と判断されたものに対して提供される指定訪問介護であるか。	適 ・ 否
	③ 当該指定訪問介護を提供する事業所は、最低でも6時から22時までを含む時間帯を運営規程において定め、24時間体制で、利用者又はその家族等から電話等による連絡に常時対応できる体制にあるか。	適 ・ 否
	④ 頻回の訪問により20分未満の身体介護中心型の単位を算定する事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に運営しているもの又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を併せて受ける計画を策定しているか。（要介護1又は2の利用者に対して提供される場合は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に運営しているものに限る。）	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項								
<table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <td>20分未満</td> <td>167単位</td> </tr> <tr> <td>20分以上30分未満</td> <td>250単位</td> </tr> <tr> <td>30分以上1時間未満</td> <td>396単位</td> </tr> <tr> <td>1時間以上1時間30分未満</td> <td>579単位</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>士士法の規定に基づく自らの事業又はその一環として、たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所が、指定訪問介護として行うたんの吸引等に係る報酬上の区分については「身体介護」として取り扱うこと。</li> <li>頻回の訪問を含む20分未満の身体介護中心型の単位を算定した月における当該利用者に係る1月当たりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ(1)（訪問看護サービスを行わない場合）のうち当該利用者の要介護状態区分に応じた所定単位数を限度として算定できる。</li> <li>頻回の訪問の要件を満たす事業所の利用者であっても、当該月において頻回の訪問を含まない場合は、当該算定上限を適用しない。</li> <li>頻回の訪問として提供する20分未満の身体介護中心型の単位を算定する場合は、当該サービス提供が「頻回の訪問」にあたるものであることについて、居宅サービス計画において、明確に位置付けられていること。</li> <li>本時間区分により提供されるサービスについては、排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等といった利用者の生活にとって定期的に必要な短時間の身体介護を想定しており、訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できない。</li> <li>いずれの時間帯においても20分未満の身体介護中心型の単位を算定する場合、緊急時訪問介護加算を算定する場合を除いて引き続き生活援助を行っていないか。</li> <li>左記③及び④の事項については届出を行うこと。</li> </ul>	20分未満	167単位	20分以上30分未満	250単位	30分以上1時間未満	396単位	1時間以上1時間30分未満	579単位		報酬告示 別表の1の注2	
20分未満	167単位										
20分以上30分未満	250単位										
30分以上1時間未満	396単位										
1時間以上1時間30分未満	579単位										
		解釈 第2の2(5)③									
		解釈 第2の2(5)①a									
		解釈 第2の2(5)①b									
		解釈 第2の2(5)②									
		解釈 第2の2(5)①c									
		解釈 第2の2(5)①d									
		解釈 第2の2(5)①e									

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
4 生活援助中心型の算定	生活援助が中心である場合については、単身の世帯に属する利用者又は家族等と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。	適 ・ 否
5 通院等のための乗車又は降車介助中心の算定	通院等のための乗車又は降車介助が中心である場合については、利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助（以下「通院等乗降介助」という。）を行った場合に、1回につき片道98単位を算定しているか。	適 ・ 否
6 身体介護の後に生活援助を行った場合の取扱い	身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合（身体介護中心型20分未満の場合の単位数を算定する場合を除く。）は、身体介護が中心である場合の所定単位数にかかわらず、身体介護が中心である場合の所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに67単位（201単位を限度とする。）を加算した単位数を算定しているか。	適 ・ 否 事例の有無 有 ・ 無
7 2人の訪問介護員等による訪問介護費の算定	「身体介護が中心である場合」及び「生活援助が中心である場合」については、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定しているか。	適 ・ 否 事例の有無 有 ・ 無
8 早朝・夜間・深夜加算	夜間又は早朝に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適 ・ 否 事例の有無 有 ・ 無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項										
<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容を記載するとともに、生活全般の課題と最適なサービス内容及びその方針を明確に記載しているか。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>20分以上45分未満</td> <td>182単位</td> </tr> <tr> <td>45分以上</td> <td>224単位</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス計画に必要性が明確に記載されていること。</li> <li>利用目的について、「通院等のため」とは、「身体介護中心型」としての通院・外出介助と同じものである。この場合の「通院等」には、入院と退院も含まれる。</li> <li>移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合は算定対象とならない。</li> <li>目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、目的地（病院等）間の移送や、通所サービス・短期入所サービスの事業所から目的地（病院等）への移送に係る乗降介助に関しても、同一の指定訪問介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。</li> </ul> <p>（例） 寝たきりの利用者の体位変換を行いながら、ベッドを整え、体を支えながら水差しで水分補給を行い、安楽な姿勢をとってもらった後、居室の掃除を行う場合。</p> <p>※厚生労働大臣が定める要件 （利用者等告示の三） 厚生労働大臣が定める要件とは、①利用者の身体的理由により1人では介護が困難な場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況から判断して①又は②に準ずる場合である。</p> <table border="1"> <tr> <td>夜間(午後6時から午後10時)</td> <td>25/100</td> </tr> <tr> <td>早朝(午前6時から午前8時)</td> <td>25/100</td> </tr> <tr> <td>深夜(午後10時から午前6時)</td> <td>50/100</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に算定する。</li> </ul>	20分以上45分未満	182単位	45分以上	224単位	夜間(午後6時から午後10時)	25/100	早朝(午前6時から午前8時)	25/100	深夜(午後10時から午前6時)	50/100	<p>○サービス提供票</p>	<p>報酬告示 別表の1の注3</p> <p>報酬告示 別表の1の注4</p> <p>解釈 第2の2(7)</p> <p>報酬告示 別表の1の注5</p> <p>解釈 第2の2(3)</p> <p>報酬告示 別表の1の注6</p> <p>解釈 第2の2(10)</p> <p>報酬告示 別表の1の注7</p> <p>解釈 第2の2(11)</p>	<p>利用者等告示： 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平27.3.23厚生労働省告示第94号）</p>
20分以上45分未満	182単位												
45分以上	224単位												
夜間(午後6時から午後10時)	25/100												
早朝(午前6時から午前8時)	25/100												
深夜(午後10時から午前6時)	50/100												

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
9 特定事業所加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、<b>特定事業所加算(Ⅲ)及び特定事業所加算(Ⅴ)を同時に算定する場合を除き</b>、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 特定事業所加算(Ⅰ) 所定単位数の100分の20に相当する単位数</p> <p>(2) 特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>(3) 特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>(4) 特定事業所加算(Ⅳ) 所定単位数の100分の5に相当する単位数</p> <p>(5) <b>特定事業所加算(Ⅴ) 所定単位数の100分の3に相当する単位数</b></p>	適・否
10 共生型居宅サービス費の算定	<p>共生型居宅サービスの事業を行う指定居宅介護事業者において、居宅介護従業者基準第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第22号までに規定する者が共生型訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>共生型居宅サービスを行う指定居宅介護事業所において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>共生型居宅サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>※ 指定居宅介護事業者：指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。</p> <p>※ 共生型居宅サービスを行う指定居宅介護事業所：指定居宅介護事業者が当該事業を行う事業所</p> <p>※ 共生型訪問介護：指定居宅サービス基準第39条の2に規定する共生型訪問介護をいう。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示の三を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護員・サービス提供責任者ごとに、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定すること。</li> <li>概ね1月に1回以上会議を開催すること。</li> <li>会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</li> <li>看護師等の資格を有する者については、1級課程修了者に含めてよい。</li> <li>加算(Ⅳ)の要件については、居宅基準により配置すべき常勤のサ責が2人以下の事業所では、基準により配置することとされている常勤のサ責の数（常勤換算方法を採用する事業所を除く。）を上回る常勤サ責を1人以上配置すること。</li> <li>勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。</li> <li>勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修計画書（事業計画書）</li> <li>会議録</li> <li>留意事項伝達書（FAX、メール可）</li> <li>サービス提供報告書</li> <li>健診受診記録等</li> <li>重要事項説明書等</li> <li>職員台帳等</li> <li>利用者台帳等</li> </ul>	<p>報酬告示 別表の1の<b>注8</b></p> <p>解釈 第2の2(12)</p>	<p>大臣基準告示： 厚生労働大臣が定める施設基準（平27.3.23厚生労働省告示第95号）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、<b>生活援助従事者研修修了者</b>、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級・2級課程修了者及び居宅介護職員初任者研修課程修了者が訪問介護を提供する場合は、所定単位を算定すること。</li> <li>上記以外の者については、65歳に達した日の前日において、これらの研修課程修了者が勤務する指定居宅介護事業者又は指定重度訪問介護事業所において、指定居宅介護又は指定重度訪問介護を利用していた高齢障害者に対してのみ、サービスを提供できる。新規の要介護高齢者へのサービス提供はできない。</li> </ul>		<p>報酬告示 別表の1の<b>注9</b></p> <p>解釈 第2の2(13)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
<p>11 事業所の建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物等に居住する利用者に対する算定</p>	<p>同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>※ 同一敷地内建物等：指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物</p>	<p>適・否 事例の有無 有・無</p> <p>適・否 事例の有無 有・無</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>① 「同一敷地内建物等」とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。</p> <p>② 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義 イ 「当該事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。 ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。また、当該事業所が、第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）と一体的な運営をしている場合、第1号訪問事業の利用者を含めて計算すること。</p> <p>③ 当該減算は、事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。（同一敷地内建物等に該当しないものの例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合</li> <li>・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合</li> </ul>		<p>報酬告示 別表の1の注10</p> <p>解釈 第2の2(14)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
12 特別地域訪問介護加算	別に厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する指定訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適 ・ 否 特別地域加算 有 ・ 無
13 中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号の一）に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適 ・ 否 中山間地域等 小規模加算 有 ・ 無
14 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号の二）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適 ・ 否
15 緊急時訪問介護加算	身体介護が中心である場合について、利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算しているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>④ ①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該事業所の事業者と異なる場合であっても該当するものであること。</p> <p>⑤ 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義</p> <p>イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。</p> <p>ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。</p> <p>「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等（サテライト事業所）をいう。</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準 施設基準の一を参照。</p> <p>・1月当たり延べ訪問回数が200回以下の事業所 ・延訪問回数は前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均延訪問回数をいう。 ・利用者に事前に説明を行い、同意を得ること。</p> <p>・当該加算を算定する利用者については、運営基準第20条第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできない。</p> <p>① 緊急に行った場合とは、居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいう。</p> <p>② 1回の要請につき1回を限度に算定</p> <p>③ サ責が事前に介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が身体介護中心型の訪問介護を提供する必要があると判断した場合に加算可であるが、やむを得ない事由により事後に介護支援専門員によって、当該訪問が必要であったと判断された場合は算定可能。</p>	<p>○要請に関する記録 ○サービス提供記録等</p>	<p>報酬告示 別表の1の注11 解釈 第2の2(15)</p> <p>報酬告示 別表の1の注12 解釈 第2の2(16)</p> <p>報酬告示 別表の1の注13 解釈 第2の2(17)</p> <p>報酬告示 別表の1の注14 解釈 第2の2(18)</p>	<p>施設基準：厚生労働大臣が定める基準（平27.3.23厚生労働省告示第96号）</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
16 初回加算	(1) 指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき200単位を加算しているか。	適 ・ 否
	(2) 利用者が過去2月間(暦月)に、事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定しているか。	適 ・ 否
17 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に、100単位を加算しているか。  ※理学療法士等：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>④ 所要時間については、標準的な時間を介護支援専門員が判断する。</p> <p>⑤ 所要時間が20分未満であっても、20分未満の算定可。</p> <p>⑥ 要請のあった時間、内容、提供時刻、加算の対象である旨等を記録すること。</p> <p>・ サービス提供責任者が同行訪問した旨の記録をすること。 なお、訪問介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合も算定可能。</p>	○サービス提供記録等	報酬告示別表の1の2 第2の2(19)	
<p>① 生活機能向上連携加算(Ⅰ)について</p> <p>イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)については、下記②ロ、へ及びトを除き、②を適用する。本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上でサービス提供責任者に助言を行い、サービス提供責任者が、助言に基づき「生活機能の向上を目的とした訪問介護計画」を作成(変更)するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的実施することを評価するものである。</p> <p>a 下記②イの訪問介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定訪問介護事業所のサービス提供責任者に助言を行っているか。 ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握</p>		報酬告示別表の1のホ 第2の2(20)②	

主眼事項	着眼点	自己評価
	<p>(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位</p> <p>利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき200単位を加算しているか。</p> <p>ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>※生活機能アセスメント：現在の状況及びその改善可能性の評価</p>	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>することができるよう、理学療法士等とサービス提供責任者で事前に方法を調整するものとする。</p> <p>b 当該指定訪問介護事業所のサービス提供責任者は、aの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、下記②イの訪問介護計画の作成を行っているか。                  下記②イの訪問介護計画には、aの助言を記載しているか。</p> <p>c 下記②イの訪問介護計画に基づき指定訪問介護を提供した初回の月に限り、算定しているか。                  aの助言に基づき、訪問介護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能であるが、利用者の急性憎悪等により訪問介護計画を見直した場合を除き、下記②イの訪問介護計画に基づき指定訪問介護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しない。</p> <p>d 計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告しているか。                  再度aの助言に基づき訪問介護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能である。</p> <p>② 生活機能向上連携加算（Ⅱ）について</p> <p>イ 「生活機能の向上を目的とした訪問介護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定訪問介護の内容を定めたものでなければならない。</p> <p>ロ イの訪問介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、認可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等が利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する又は当該理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（サービス担当者会議として開催されるものを除く。）を行い、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入</p>		<p>解釈 第2の2(21)①</p>	



主眼事項	着眼点	自己評価

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等とサービス提供責任者が共同して、生活機能アセスメントを行うこと。</p> <p>この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院である。</p> <p>ハ イの訪問介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しているか。</p> <p>a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容</p> <p>b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標</p> <p>c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標</p> <p>d b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容</p> <p>ニ ハのb及びcの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう設定しているか。例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。</p> <p>ヘ 本加算はロの評価に基づき、イの訪問介護計画に基づき提供された初回の指定訪問介護の提供日が属する月以降3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度ロの評価に基づき訪問介護計画を見直しているか。なお、当該3月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能であること。</p> <p>ト 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリ</p>			

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
<p>18 認知症専門ケア加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位</p> <p>(2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位</p>	<p>適・否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>テーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及びハのbの達成目標を踏まえた適切な対応を行っているか。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示の三の二を参照。</p> <p>① 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」：日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者。</p> <p>② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が2分の1以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。</p> <p>③ 「認知症介護に係る専門的な研修」：「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指す。</p> <p>④ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、登録ヘルパーを含めて、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。</p> <p>また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守していること。</p> <p>⑤ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」：「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指す。</p>		<p>報酬告示 別表の1のへ</p> <p>解釈 第2の2(21)</p>	<p>「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）</p> <p>「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
19 介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、<b>令和6年3月31日までの間</b>、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 3から18までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 3から18までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 3から18までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	適・否
20 介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 3から18までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 3から18までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p>	適・否
21 サービス種類相互の算定関係	<p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、訪問介護費を算定していないか。</p> <p>また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に対して、通院等乗降介助の提供を行った場合は、「5 通院等のための乗車又は降車介助中心の所定単位数」を算定しているか。</p>	適・否 事例の有無 有・無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示の四を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。</li> <li>介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。</li> <li>年度の途中で加算を取得しようとする介護サービス事業者は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。</li> </ul> <p><b>〔経過措置〕</b> 令和3年3月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っている事業所において、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p>	<p>○介護職員処遇改善計画書</p> <p>○実績報告書</p> <p>○研修計画書</p>	<p>報酬告示 別表の1の<b>ト</b></p> <p>別途通知 「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p> <p>報酬告示 附則第2条</p>	
<p>※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示の四の二を参照。</p>		<p>報酬告示 別表の1の<b>チ</b></p> <p>別途通知 「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	
		<p>報酬告示 別表の1の<b>注15</b></p>	